

## 令和6年度児童虐待防止のための広報啓発業務委託 企画提案募集要領

### 1 趣旨

この要領は、令和6年度児童虐待防止のための広報啓発業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた企画及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2 委託業務の内容

#### (1) 委託業務名

令和6年度児童虐待防止のための広報啓発業務

#### (2) 事業目的

オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間である11月を中心に、SNSをはじめとした各種メディアを活用し、子育てに悩んだときの相談先や体罰によらない子育て及び虐待を発見したときの通告先について広く県民への周知を図ることにより、児童虐待の未然防止及び早期発見を図るもの。併せて、児童相談所等が独自で広報啓発イベントを行う際に利用できる広報啓発資材を作成し、より効果的な広報啓発を行えるよう図るもの。

#### (3) 業務内容

「令和6年度児童虐待防止のための広報啓発業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

#### (4) 事業費（委託上限額）

10,879,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

#### (5) その他

委託業務の実施に関しては、契約候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と契約候補者で協議の上、決定する。また、実際の業務内容や進め方についても、逐次県と協議して決定する。

### 3 個人情報保護

業務に従事する者は、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、委託期間が満了し、若しくは委託を取り消され、又はその職を退いた後においても同様とする。

### 4 参加資格要件

企画提案に応募できるものに必要な資格は次のとおりとする。

(1) 仕様書に定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。

(3) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力

団又は同条第4号に規定する暴力団等でないこと。

(4) この事業募集開始時から企画案提出までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。

(5) 過去5年以内に類似・関連業務を実施した実績があること。

## 5 参加表明書の提出

当公募型プロポーザルに参加する者は、参加表明書を提出すること。

### (1) 提出書類

参加表明書（様式第1号）

### (2) 提出期限

令和6年7月18日（木）

### (3) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

郵送の場合は、封筒に「参加表明書在中」と朱書きし、簡易書留等の配達記録が残る方法とする。

### (4) 提出先

宮城県 保健福祉部 子ども・家庭支援課 児童相談支援班

（〒980-8570）

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁行政庁舎7階北側

### (5) 留意事項

参加表明書の提出がなかった者からの企画提案書等の提出は受け付けない。

## 6 質問の受付

### (1) 受付期間

令和6年7月19日（金）正午まで

### (2) 質問内容

質問書（様式第2号）を用いて、電子メールにより提出すること。

宛先：[kodomojs@pref.miyagi.lg.jp](mailto:kodomojs@pref.miyagi.lg.jp)

### (3) 回答方法

質問に対する回答は、質問の受付後、令和6年7月24日（水）中に、参加表明書を提出した全ての者に対して、電子メールにて連絡する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、質問の内容によっては、回答しないこともある。

## 7 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類及び提出部数

イ 企画提案提出書（様式第3号） 1部

ロ 企画提案応募条件に係る誓約書（様式第4号） 1部

ハ 企画提案書（任意様式）	8部
ニ 実績説明書（様式第5号）	8部
ホ 経費見積書	8部
ヘ 直近の財務資料（貸借対照表・損益計算書）	8部

(2) 提出期限

令和6年8月1日（木）午後5時まで

(3) 提出先及び提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は最終日の午後5時までの必着とする。

提出先：5（4）と同様。

(4) 提出書類の記載事項等

イ 企画提案書

別紙「企画提案書の構成」に従って提案内容を記載すること。なお、A4判で作成することとし、両面・片面印刷、カラー・モノクロのいずれも可とする。

ロ 実績説明書

官民を問わず、これまで実施した代表的な同種・類似事業が分かる資料を提出すること。過去2年以内に国や自治体から受注した代表的な同種・類似事業があれば併せて提出すること。

ハ 経費見積書

(イ) 本事業に必要な経費（人件費など）は全て計上すること。

(ロ) 仕様書の項目ごとに数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税の金額を算出し、合計金額を記載すること。

(ハ) 経費見積書は、企画案の審査を行う際の参考にするもので、契約締結の際は再度見積書の提出を求める。

(5) その他

イ 提出後の変更

提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取消しは認めない。

ロ 取下げ

企画提案書の提出を取り下げる場合には、速やかに取下書（様式第6号）を提出すること。

8 企画提案書の審査及び選定

(1) 審査方法

令和6年度児童虐待防止のための広報啓発業務プロポーザル方式等選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出書類及びプレゼンテーションについて総合的に審査し、最も優れていると認められる者を1者選定する。

審査に当たっては、評価委員が以下（3）の評価事項ごとに得点を付与し、各評価委員の合計点の平均が60点以上の者のうち、最高点を付けた評価委員数が最も多い者を契約候補者として選定する。

最高点を付けた評価委員数が最も多い者が2者以上いる場合は、総合得点が最も

高い者を契約候補者として選定する。

提案者が1者の場合は、評価委員全員による評価を実施し、各評価委員の合計点の平均が60点以上の場合に限り、当該者を契約候補者として決定する。

なお、審査項目毎に委員の過半数が「劣る」と評価した項目が1つ以上ある場合には、契約候補者としないものとする。

(2) 審査日

令和6年8月7日(水)

(3) 審査基準及び配点

審査項目、審査の視点及び配点は、別紙「審査表」のとおりとする。なお、審査基準による評価は「非常に優れている」から「劣る」までの5段階評価とする。

(4) 審査結果の通知及び公表

委員会による審査の終了後、速やかに各企画提案者に対し選定結果を書面にて通知する。公表については、選定された候補者の名称、参加者の名称、得点等を子ども・家庭支援課ホームページにおいて公表する。ただし、選定された候補者以外は、個別の得点が特定できないよう配慮する。

なお、審査経過に関する質問には回答しない。

(5) 欠格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は意味が不明である場合

ロ 本募集要領及び仕様書に従っていない場合（書類上の軽微な誤りを除く。）

ハ 同一の応募者が2以上の企画提案書を提出した場合

ニ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合

ホ その他企画提案者として適切でない行為をしたと選定委員会が判断した場合

(6) その他

(1)により決定された者が辞退した場合は、(1)による総合得点が次点の者(各評価委員の合計点の平均が60点以上の者に限る。)を契約候補者として決定する。

1応募者あたりの持ち時間は25分程度(説明15分以内、質疑応答10分程度)とし、後日連絡する時間配分・時間割により行うものとする。

9 契約の締結等

(1) 仕様書

実際に委託する仕様は、仕様書及び企画提案内容を踏まえ、県と契約候補者との協議の上、決定することとする。

(2) 契約締結

選定した契約候補者と別途見積り合わせを実施し、契約金額を確定した後に契約を締結する。

(3) 契約期間

本件委託に係る契約期間(履行期限)は令和6年12月27日までとする。

## 10 スケジュール

令和6年7月10日(水)	公募開始
7月18日(木)	参加表明書提出期限
7月19日(金)	質問提出期限
7月24日(水)	質問回答
8月1日(木)	企画提案提出期限
8月7日(水)	選定委員会による審査
8月下旬	企画提案者への通知、結果公表
8月下旬	見積り合わせ
8月下旬	県との協議、委託業務の検討
8月下旬	契約締結

## 11 その他

- (1) 提出された書類の一切は、原則として返却しない。
- (2) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 本業務により得られる成果は、全て県に帰属するものとする。
- (4) 提出書類の情報開示

提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

## 企画提案書の構成

企画提案書は次の1から3までの項目を必ず含むものとし、この順で構成すること。

### 1 表紙

「委託事業名」、「事業者名」、「住所」、「代表者名」、「担当者名（所属、職、氏名）」及び「連絡先（電話番号、電子メールアドレス）」を記載すること。

なお、企画提案者名は表紙にのみ記載すること。

### 2 目次

本文の項目及びページ番号を記載すること。

### 3 本文

- (1) 提案内容（仕様書4（1）から（3）までに規定する各事業内容の具体的な実施方法が分かるもの）
- (2) 包括的事項（本業務における提案者の強み、独自の創意工夫ポイント）
- (3) 事業実施スケジュール
- (4) 事業の実施体制

審査表  
(令和6年度児童虐待防止のための広報啓発業務委託)

審査項目	審査の視点	配点
1 SNSをはじめとした各種メディアを活用した広報啓発	(1)内容及び表現の的確性 イ 広報啓発の内容は、事業の趣旨を十分に理解したものとなっているか。 ロ 広報啓発内容の表現は適切か。 ハ 事業の成果を高めるために効果的な工夫がなされているか。	20
	(2)手段の的確性 イ ターゲットに合った広告媒体か。 ロ 実施時期は適切か。 ハ 事業の成果を高めるために効果的な工夫がなされているか。	20
2 広報啓発資材の作成	(1)内容及び表現の的確性 イ 広報啓発資材に記載される広報啓発内容は適切な表現になっているか。 ロ 事業の成果を高めるために効果的な工夫がなされているか。	10
	(2)手段の的確性 イ 適切な広報啓発資材か。 ロ 事業の成果を高めるために効果的な工夫がなされているか。	10
3 各種メディアを活用した広報啓発に係る効果測定	内容及び手段の的確性 イ 定量的な効果測定となっているか。 ロ 実施する広報啓発内容に合っているか。 ハ 事業の成果を高めるために効果的な工夫がなされているか。	20
4 進行管理	イ 当業務を実施できる組織体制か。 ロ 業務のスケジュールは実現可能なものとなっているか。 ハ 過去の業務実績から、適切な業務遂行能力が認められるか。 ニ セキュリティ体制は適切か。 ホ 経費見積書の内容は適正か。	20
計		100